

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱（案）

一 法律の廃止

次の法律を廃止するものとする。

- (1) 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）
- (2) 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）
- (3) 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）
- (4) 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成二十一年法律第百号）

（第一条関係）

二 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備

次の関係法律の規定の整備を行うものとする。

- (1) 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）
- (2) 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）
- (3) 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）
- (4) 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）
- (5) 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）
- (6) 植物防疫法（昭和二十五年法律第五百十一号）
- (7) 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）
- (8) 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）
- (9) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）
- (10) 郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）
- (11) 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）
- (12) お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）
- (13) 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）

- (14) 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
- (15) 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）
- (16) 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）
- (17) 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）
- (18) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- (19) 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）
- (20) 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
- (21) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）
- (22) 消費税法（昭和六十三年法律第八号）
- (23) 民事訴訟法（平成八年法律第九号）
- (24) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）
- (25) 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）

- (26) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）
- (27) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）
- (28) 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）
- (29) 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百五号）
- (30) 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十五号）
- (31) 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
- (32) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）
- (33) 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）
- (34) 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成二十一年法律第百号）
- (35) 郵政改革法（平成二十二年法律第 号）
- (36) 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）
- (37) 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）

（第二条〜第三十三条関係）

### 三 附則

#### (1) 施行期日

この法律は、一部を除き、郵政改革法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行するものとする。

（附則第一条関係）

#### (2) その他

一の法律の廃止及び二の関係法律の規定の整備その他関係法律の施行に伴う所要の経過措置を定める。

（附則第二条～第二十二條関係）